

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成二十年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年十月三十日第八〇一一二一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十年一月四日第六八八四号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市関屋北三丁目一四八番地ノ一〇六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市関屋北三丁目三番六号

福嶋進

一 許可番号

平成十九年十二月十三日第八〇一一八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十年一月四日第六八八二号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十年一月四日第四二九七号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字栗殿六五八番地ノ一、六五九番地ノ一及び六六〇番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字谷六三番地

近藤隆男

近藤せつ子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字栗殿六五八番地ノ一及び六五九番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成二十年一月十六日第八〇一一〇二二号

二 檢査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十年一月四日第六八八三号

三 開発区域に含まれる地域

樞原市五井町一一四番地ノ二の一部、一二四番地ノ三の一部、二一五番地ノ一、二

一六番地ノ二、二二〇番地ノ二、二三一一番地ノ二、二八九番地及び二九〇番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市大字池之内三二二番地ノ二

米田清貴